

「一村一エネ」事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 「一村一エネ」事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、市町村と企業やNPO等地域の多様な主体が、協働・連携して行う地域の特色を生かした省エネルギー・新エネルギーを推進する取組で、経済性及び地域経済活性化等について定量的・具体的な効果が見込まれる事業(以下「一村一エネ」事業という。)を支援することにより、環境と持続的発展が両立する社会の実現に資することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 法人、任意団体及びその他知事が適当と認めたと市町村で構成された共同体(複数の市町村のみで構成されたものを除く。以下「コンソーシアム」という。)とする。

2 コンソーシアムを構成するに当たっては、別に規定するところにより「コンソーシアム協定書」を締結しなければならない。

(補助対象事業)

第4条 補助対象者が、原則として新たに取り組む「一村一エネ」事業で、地域経済の活性化として、いずれかの目的に寄与する事業とする。

- (1) 環境エネルギー産業の育成
- (2) 商店街の活性化
- (3) 農商工連携の強化
- (4) 観光振興、交流推進
- (5) ものづくり、食産業の振興
- (6) 建設業の新分野進出
- (7) コミュニティビジネスの創出
- (8) 産業立地の促進
- (9) その他産業・雇用の維持・創出につながる地域経済の課題解決

2 上記に定めるほか、次に該当する事業は補助対象としない。

- (1) 「一村一エネ」事業との関連性が低い事業
- (2) 国がその経費の一部を負担し、又は補助する事業(所管省庁の了解を得ている場合を除く。)
- (3) 道他の補助金等の交付を受けた事業
- (4) 国又は道の出資する団体からの助成金等の交付を受けた事業
- (5) 専ら民間団体等の維持運営のため助成を行う事業
- (6) 市役所、区役所及び町村役場に係る経費(需用費を含む)及びこれらに従事する者への助成
- (7) 営利を目的とする事業
- (8) 損失補填的な事業
- (9) 生活の維持に係る経費に対する個人への助成や個人の負担軽減を目的とする事業
- (10) 奢侈的営業、風俗営業及び投機的事業
- (11) 効果が短期間にとどまる事業
- (12) その他総合振興局長又は振興局長(以下「総合振興局長等」という。)が不相当と認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する次の経費とする。

補助対象 経 費	工事請負費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、備品購入費、通信運搬費、使用料及び賃借料、原材料費、賃金、その他総合振興局長等が特に必要と認め た経費
-------------	--

(「一村一エネ」事業計画の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、知事が指定する期日までに、「一村一エ

ネ」事業の内容や事業の実施による省エネルギー量及び新エネルギー導入量を記載した「一村一エネ」事業計画（以下「事業計画」という。）を提案し、知事の認定を受けるものとする。

なお、事業計画の提案は、「一村一エネ」事業計画書（別記第1号様式）により行うものとし、総合振興局長等経由により知事に提出することとする。

2 この事業の広範な活用を図るため、一の市町村は、一の事業計画にのみコンソーシアムの構成員となることができる。

（補助金の交付基準等）

第7条 補助金の交付基準及び単価、上限額並びに補助率は次の表のとおりとする。

交付基準	区分	交付単価	上限額	補助率
事業計画書記載の省エネルギー量及び新エネルギー導入量を原油換算し、それぞれに応じた交付単価を乗じた額と補助対象経費の合計額のいずれか低い額	新エネ	35万円/kWh 100万円/kWh(発電)	2,000万円	10分の10以内
	省エネ	20万円/kWh	1,000万円	

2 事業については、特に広域的、先導的、横断的な取組とし、次の戦略テーマによるものとする。

- (1) 首都圏の事業者との連携による国内全体の低炭素化への貢献
- (2) 地元の産業部門の低炭素化を支える地域ぐるみのCO₂排出抑制・相殺等
- (3) バイオマスや雪氷冷熱等の利用による産業活性化機会の創出や地域の社会・環境コストの削減等
- (4) エネルギーをテーマとした体験情報発信拠点の整備
- (5) 電気・ガス・石油・新エネ等、エネルギー事業者間の連携促進
- (6) 太陽光や風力、中小水力などの新エネルギー導入による地域活性化
- (7) その他知事が広域的、先導的、横断的な取組として、特に認めるもの

（有識者会議の開催）

第8条 知事は、事業計画の認定に際し、有識者より意見を聴取する有識者会議として、「一村一エネ」事業有識者会議（以下、「有識者会議」という。）を開催する。

2 有識者会議においては、第6条第1項の規定により提出された事業計画について、次の観点から意見を聴取するものとする。

- (1) 省エネまたは新エネの導入効果が高いと見込まれること
- (2) 地域経済の活性化効果が高いと見込まれること
- (3) エネルギー使用量の算定方法に妥当性があること
- (4) 事業の継続可能性や自立性が見込まれること
- (5) コンソーシアム構成員間の連携・協働が図られていること

3 有識者会議の組織及び運営については、別に定める。

（事業計画の認定）

第9条 知事は、有識者会議の意見を踏まえ、事業計画の認定の可否を決定するものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、事業計画に修正を加えて認定を行うことができる。

3 知事は、1及び2の規定により事業計画を認定したときは、補助対象者に通知するものとする。

4 事業計画の認定を受けた補助対象者は、前項の内容を交付申請を行う日までに構成員である市町村のホームページにより公表するものとする。

（交付申請）

第10条 事業計画の認定を受けた補助対象者は、別に指定する期日までに総合振興局長等に対し補助金の交付申請をしなければならない。

2 交付の申請に必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 補助金等交付申請書（経済第1号様式（平成25年北海道告示第10329-22号に定める様式をいう。以下「経済第〇号様式」において同じ。）
- (2) 事業計画書（経済第2号様式）
- (3) 事業計画書（経済第4号様式）

- (4) 補助金等交付申請額算出調書（経済第7号様式）
- (5) 経費の配分調書（経済第10号様式）
- (6) 事業予算書（経済第11号様式）
- (7) 資金収支計画書（経済第23号様式）
- (8) 省エネルギー量及び新エネルギー導入量の算定に係る書類（任意様式）

3 補助対象者は、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付の条件）

第11条 補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）」第1号様式に定める交付の条件のほか、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた補助対象事業の内容を変更するときは、あらかじめ、総合振興局長等の承認を受けなければならない。ただし、その事業量又は事業費について、30パーセント未満の変更の場合（新たに補助対象となる構成事業を追加する場合及び補助対象事業の一部を中止（廃止）する場合を除く。）はこの限りではない。
- (2) 総合振興局長等は、「一村一エネ」事業の目的の変更を伴う、又は、目的の達成に支障を及ぼす重大な変更（構成事業の一部の中止又は廃止を含む。）により、「一村一エネ」事業として補助対象事業の全部又は一部の継続の必要がなくなったと判断した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。
- (3) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した50万円以上の財産については、補助対象事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、「補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（昭和53年8月5日付け通商産業省告示第360号）で定める耐用年数を経過することとなるまで、総合振興局長等の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。

（産業財産権等に関する報告等）

第12条 補助対象者は、補助対象事業に基づく発明、考案等に関して、特許、実用新案登録、意匠登録、著作権等（以下、「産業財産権」という。）を補助事業実施年度又は補助事業実施年度終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に別記第2号様式により総合振興局長等に報告しなければならない。

（工事完成届）

第13条 補助対象者は、補助対象事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに補助事業等に係る工事完成届（経済第18号様式）を総合振興局長等に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 補助対象者は、補助対象事業の終了後、実績の報告を総合振興局長等にしなければならない。

2 実績の報告に必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 補助事業等実績報告書（経済第19号様式）
- (2) 事業実績書（経済第2号様式）
- (3) 事業実績書（経済第4号様式）
- (4) 経費の配分調書（経済第10号様式）
- (5) 補助金等精算書（経済第20号様式）
- (6) 事業精算書（経済第22号様式）
- (7) 省エネルギー量及び新エネルギー導入量の算定に係る書類（任意様式）

3 第1項に規定する実績の報告は、補助対象事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月20日のいずれか早い日までに行うものとする。

4 第10条第3項ただし書きに該当する場合にあっては、交付決定に当たり次の条件を付すものとする。

ア 補助対象者は、補助事業等実績報告の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額と合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ 補助対象者は、補助事業等実績報告を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第3号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の確定の日の翌年6月30日までに総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければならない。

（額の確定）

第15条 総合振興局長等は、前条の実績の報告を受けたときは、その内容を審査の上、適当と認めたとときは、補助金額を確定し、当該報告を受けた日から20日以内に当該補助対象者の代表者に通知する。

（事業の実施状況の報告）

第16条 補助対象者は、補助対象事業の完了年度の翌年度以降5年間、毎会計年度終了後30日以内に、当該補助対象事業に係る過去1年間の事業実施状況などについて、別記第4号様式により総合振興局長等に報告しなければならない。

2 総合振興局長等は、必要に応じて、補助対象者に対して、前項の報告に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。

3 補助対象者は第1項の報告に係る証拠書類を、当該報告書の内容に係る会計年度終了後2年間保存しなければならない。

（収益納付）

第17条 総合振興局長等は、前条の報告書により、コンソーシアムに相当の収益が生じたと認めるときは、補助対象者に対し、その収益の全部又は一部に相当する額を道に納付（補助金の確定額の合計額を超えない範囲に限る。）させることができる。

（報告及び公表）

第18条 補助対象者は、補助金の交付を受けた「一村一エネ」事業について事業報告を行うこととし、その結果を事業の完了した日から75日を経過した日までに、別記第5号様式により、総合振興局長等に報告するとともに、コンソーシアム構成員である市町村のホームページにより公表するものとする。

2 総合振興局長等は、第14条に規定する実績報告書のほか、前項の別記第5号様式に係る報告を、本道における環境と持続的発展が両立する社会の実現に資する広報普及事業のため活用することができる。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成22年6月23日から施行する。

この要綱は、平成23年7月29日から施行する。

この要綱は、平成24年6月12日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。